令和６年１１月１１日時点版

別紙

保安基準適合性チェックシート

＜ペダル付き電動バイク 特定小型原動機付自転車に該当しないキックボード様の立ち乗り型電動車 用＞

車名		車種名	
種別	第一種原動機付自転車：定格出力0.6kW以下 ☐	第二種原動機付自転車：定格出力0.6kW超え1.0kW以下 ☐	

確認事項	保安基準	適合
長さ、幅及び高さ	長さ2.5m以下、幅1.3m以下、高さ2.0m以下であること	
接地部及び接地圧	道路を破損するおそれのないものであること	
制動装置	協定規則第78号※に適合する２系統以上の制動装置を備えること・２個の独立した操作装置を有すること・第二種原動機付自転車は、ABS又はCBSを備えること ※乾燥状態での停止試験、ウェットブレーキ試験　等	
前照灯	白色・１個又は２個（左右対称）・夜間前方40m先の障害物が確認できること・光度10,000cd以上の場合は、下向きにできること・常時点灯（昼間走行灯を備える場合を除く）・点滅不可・照明部の上縁が地上1.3m以下、下縁が地上0.5m以上であること	
番号灯	白色・夜間後方8mの距離から後面に取り付けた標識の番号等を確認できること・点滅不可・運転者席において消灯できない構造又は前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること	
尾灯	赤色・夜間後方300mの距離から点灯を確認できること（光源5W以上30W以下で照明部の大きさ15㎠以上であれば適合）・運転者席において消灯できない構造又は前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること・最高速度が35km/h以上の場合は、点灯操作状態を運転者に表示する装置を備えること（計器類が尾灯と連動して点灯するものは適合）・照明部の中心が地上2m以下・左右対称・視認角要件に適合すること	
制動灯	赤色・昼間後方100mの距離から点灯を確認できること（光源15W以上60W以下で照明部の大きさ20㎠以上であれば適合）・尾灯と兼用の場合は、尾灯の５倍以上の光度・照明部の中心が地上2m以下・左右対称・視認角要件に適合すること・制動装置を操作している場合のみ点灯する構造であること	
後部反射器	赤色・文字及び三角形以外の形であること・夜間後方100mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できること・反射部の中心が地上1.5m以下であること	
警音器	音の大きさ及び音色が一定、かつ、運転者席で容易に変化させることができないこと・自動的に断続しないこと・前方7mの位置において112dB以下87dB以上（動力が7kW以下の二輪は、112dB以下83dB以上）であること・サイレン又は鐘でないこと	
消音器	最高速度が50km/hを超える場合は、協定規則第41号※に適合すること ※市街地加速走行騒音試験により測定した値（L_{urban}）が73dB(A)を超えないこと　等	
方向指示器	橙色・方向の指示を表示する方向100mの距離から昼間において点灯を確認できること（投影面積が7㎠以上であれば適合）・前面及び後面に少なくとも左右1個ずつ（前後30mの距離から指示部が見えること）・作動状態を運転者に表示する装置を備えること（運転者が直接容易に確認できる場合を除く）・毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅・前方の方向指示器の照明部の最内縁は240mm以上の間隔、後方の方向指示器の照明部の中心において150mm以上の間隔・指示部の中心は地上2.3m以下・左右対称・視認角要件に適合すること	
後写鏡	一般原動機付自転車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できること・鏡面の面積69c㎠以上・円形の鏡面は、直径94mm以上150mm以下であること・円形以外の鏡面は、直径78mmの円を内包し、かつ、縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されること・反射面の中心が、かじ取り装置の中心を通り進行方向に平行な垂直面からの280mm以上外側であること・容易に方向を調整することができ、かつ、一定方向の保持をできる構造であること・衝撃を緩衝できる構造、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれがないこと	
速度計	km/h表示・照明装置等を備えること・運転者の直接視界範囲内に設置されていること・速度計の指度は、著しい誤差のないものであること、かつ、速度計の指度速度が40km/hのときに車両の実速度は30～40km/hであること	
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であること	

注１）最高速度20km/h未満の一般原動機付自転車は、番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、速度計は不要。

注２）以上の保安基準は、詳細な技術基準等の記載を省略しているため、https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html をご確認ください。

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第59条から第66条の４の２までに掲げる基準に適合していることを宣誓します。

年　　月　　日

製作者等の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○視認角要件

灯火等		灯火の見通し要件の角度（度）			
		上方	下方	外側	内側
尾灯	左右に備えるもの	15	15	80	20
	中心に備えるもの	15	15	左右80	
制動灯	左右に備えるもの	15	15	45	45
	中心に備えるもの	15	15	左右45	
方向指示器		15	15	80	20